


所管部課	子ども生活部・保育課	部長	榎本 豊		
件名	東大和市保育の利用に関する規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市保育料徴収規則 東大和市子ども・子育て支援法施行細則			
	部課機関				
<p>1 要旨</p> <p>平成29年度から居宅訪問型保育事業のうちの重度の障害等のある児童専用の保育事業を試行することから、「東大和市保育の利用に関する規則」の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容 保育所等における保育の対象児童の要件に「居宅訪問型保育事業者が提供する重度の障害等のある児童専用の保育の対象児童の要件については、市長が別に定めるところによる。」との一文を加える。</p> <p>(2) 施行日 公布の日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 居宅訪問型保育事業の開始により、重度の障害等により集団で保育が困難な児童の預け先の確保ができることとなる。これにより、保護者の仕事等と子育てを両立させることができる。</p>					
<p>2 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>(1) 文書課において審査済み</p>					
<p>3 留意事項 (問題点等)</p> <p>(1) 特になし</p>					
<p>4 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>(1) 庁議での審議終了後、速やかに起案の事務を進めたい。</p>					
<p>5 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。